

工場立地法の緑地面積率等を緩和しました

(加茂市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例)

工場の敷地面積に対する「緑地面積率」及び「環境施設面積率」（緑地面積率等）については、工場立地法により、それぞれ20%以上・25%以上と規定されていますが、このたび加茂市では、企業誘致と市内企業の設備投資を促進するため、「加茂市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例」を制定し、緑地面積率等についての基準を緩和しました。

<工場立地法の概要>

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を対象に、緑地面積率等について規制する法律です。

下記の業種及び面積の要件を満たす工場が、工場立地法の対象（特定工場）となります。特定工場は、工場の新設、増設等の際に、市に届出が必要となります。

【特定工場の業種及び規模】

業 種	製造業または電気・ガス・熱供給業（水力・地熱発電所及び太陽光発電施設を除く。）
面 積	敷地面積 9,000 m ² 以上または建築面積 3,000 m ² 以上

<緑地面積率等について>

工場立地法では、緑地面積率等について、国の一律の基準となる「法準則」を定めていますが、加茂市では、このたび「加茂市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例」を制定し、法準則に代え、「市準則」を定めました。これにより、工業系及び用途地域の定めのない地域の緑地面積率等の基準は次の表のように緩和されます。

【緑地面積率及び環境施設面積率の基準】

区 域	緑地面積率		環境施設面積率	
	法準則	市準則	法準則	市準則
準工業地域	20%以上	10%以上	25%以上	15%以上
工業地域及び 工業専用地域	20%以上	5%以上	25%以上	10%以上
用途地域の 定めのない地域	20%以上	5%以上	25%以上	10%以上

※環境施設とは、「緑地」と「緑地以外の環境施設」の総称です。緑地以外の環境施設とは修景施設や広場など、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているものとして法律で定められた施設です。

※住居・商業系地域については、従来どおり緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上です。

工場立地法の詳細および届出事項については下記までお問合せください。

お問い合わせ 加茂市役所 商工観光課 商工振興係 52-0080(132)